１　「水産業の振興に関する基本的な計画」の概要

[水産業の振興に関する基本的な計画]

「水産業の振興に関する基本的な計画」は平成１５年４月１日に施行された「みやぎ海とさかなの県民条例」に掲げる基本理念の実現に向け，本県水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定する計画です。これまでに第Ⅰ期計画（平成１６年度～平成２５年度），第Ⅱ期計画（平成２６年度～令和２年度）のもと，条例に掲げる基本理念の実現に向けて各種施策を展開してきました。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により本県水産業は壊滅的な被害を受けたことから，以降は水産業の復旧・復興に全力を注ぎ，令和２年度は第Ⅱ期計画の最終年度として復旧・復興の完結を目指し取り組んできました。

また，次の１０年間の本県水産業の振興・発展を図るため，第Ⅲ期計画（令和３年度～令和１２年度）の策定に取り組みました。

（水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅱ期）の概要）

計　画　期　間：７年間

「再生期」(H26～29)：水産業集積拠点や漁港整備の本格化，経営の安定化・効率化
震災や原発事故などで失った水産物や水産加工品の販路回復・拡大
「発展期」(H30～R2)：再生期の成果をより発展させ，水産都市・漁港地域全体の活性化
競争力と魅力ある水産業の実現

計画策定に当たっての視点

「復旧・復興に向けた取組の継続と強化」と「新たな水産業の創造」

「新たな水産業の創造」に向けた重点施策

（１）水産業の早期再開に向けた支援
- がれきの撤去や漁船・漁具，養殖施設などの復旧を継続
- 漁港や魚市場の整備，水産加工業者などの復旧を支援

（２）水産業集積地域，漁業拠点の再編整備
- ５漁港を最重点漁港に位置付け，水産業の集積拠点として再構築
- 地域の合意を踏まえた防潮堤整備，漁港漁村の多面的機能を発揮

（３）競争力と魅力ある水産業の形成

①強い経営体の育成と後継者対策の強化
- 漁業経営の安定化や収益性の高い生産体制を再構築
- 新規就業者の確保，後継者育成などの取組を強化

②水産都市の活力強化
- 水産加工業・流通業における経営体質の強化，関連産業を含めた集積・高度化
- ブランド化や産学官連携強化による付加価値創出などを促進

（４）安全・安心な生産・供給体制の整備
- 水産物の放射性物質検査体制を整備，風評被害の防止
- 信頼性の回復，失った販路の確保・拡大などの取組を積極的に展開

※なお，新たに策定した第Ⅲ期計画についてはＰ２８－２９に記載しています。